

県南広域振興局長告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年12月20日

県南広域振興局長 永井 榮一

短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500557	指定短期入所事業所「とも」	奥州市水沢上姉体二丁目1番地18	令和5年1月31日